

板橋区大規模建築物等指導要綱細則改正 新旧対照表

新	旧
<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(建築物の環境衛生の保持についての措置及び指導)</p> <p>第11条の2 要綱第12条の2に規定する必要な措置及び指導は、板橋区建築物における衛生的な環境の確保に関する指導指針(平成29年5月25日板橋区保健所長決定)に定めるところによること。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(地震等の際の災害対策)</p> <p>第13条 要綱第14条第1項第4号による「その他適切な措置」とは、強化ガラス・合わせガラスの使用、ガラス全面に飛散防止フィルムを貼付すること。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>第13条2～第15条 (略)</p>	<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(建築物の環境衛生の保持についての措置及び指導)</p> <p>第11条の2 要綱第12条の2に規定する必要な措置及び必要な指導は、板橋区建築物における衛生的な環境の確保に関する指導指針(平成29年5月25日板橋区保健所長決定)に定めるところによる。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(地震等の際の災害対策)</p> <p>第13条 要綱第14条第1項第4号による「その他適切な措置」とは、次に掲げる内容とすることができる。 (1) 強化ガラス・合わせガラスの使用、ガラス全面に飛散防止フィルムを貼付すること。 (2) <del>帳壁耐震構法マニュアル(日本建築センター発行)に適合する取り付け工法等によること。</del></p> <p>第13条2～第15条 (略)</p>

新			旧		
(駐車場) 第16条 (1) 駐車場の台数 (表中)			(駐車場) 第16条 (1) 駐車場の台数 (表中)		
施設の用途	附置台数		施設の用途	付置台数	
集合住宅	入居者用	住戸数(小規模住戸数(最大29戸)を除く)× <u>10%</u> 以上(延べ床面積が5,000㎡以上の場合は、 <u>15%</u> 以上)(小数点以下切上げ)	集合住宅	入居者用	住戸数(小規模住戸数(最大29戸)を除く)× <u>20%</u> 以上(延べ床面積が5,000㎡以上の場合は、 <u>30%</u> 以上)(小数点以下切上げ)
	来客用	住戸数×2%(小数点以下四捨五入、最小1台)		来客用	住戸数×2%(小数点以下四捨五入、最小1台)
	宅配車等 用	<u>住戸数50戸以上から、当該建築物の出入口付近に1台以上(幅2.5m以上×奥行き6.0m以上)</u> 来客用と兼用することができる			
<表下脚注> ※ 対象面積とは、延べ床面積から、従業員施設、倉庫、階段、 <u>便所</u> 等の面積を除いたものとする。			<表下脚注> ※ 対象面積とは、延べ床面積から、従業員施設、倉庫、階段等の面積を除いたものとする。		
第16条(2)～第16条(10)(略)			第16条(2)～第16条(10)(略)		
(自転車置場及びバイク置場) 第17条 (1) 自転車置場の台数(小数点以下切捨て)			(自転車置場及びバイク置場) 第17条 (1) 自転車置場の台数(小数点以下切捨て)		

新			旧		
(表中)			(表中)		
施設の用途	施設の規模等	設置基準	施設の用途	施設の規模等	設置基準
集合住宅	都市計画法第8条の規定に基づく商業地域及び近隣商業地域	1住戸1台以上とする。	集合住宅	1住戸1台以上とする。	100戸以上の場合、住戸数の130%以上とする(ただし、小規模住戸は、100%とすることができる。)
	その他の地域	住戸数の150%以上とする(ただし、小規模住戸は、100%とすることができる。)			
<表下脚注>			<表下脚注>		
※ 対象面積とは、延べ床面積から、従業員施設、倉庫、階段、 <u>便所</u> 等の面積を除いたものとする。			※ 対象面積とは、延べ床面積から、従業員施設、倉庫、階段等の面積を除いたものとする。		
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 平置き自転車置場については、1台当たりのスペースを幅0.55メートル以上、奥行き1.9メートル以上とする。 <u>また、子ども乗せ電動自転車等置場として設置する場合は、1台当たりのスペースを幅0.7メートル以上、奥行き2.0メートル以上とする。</u> なお、バイク置場のうち自動二輪車は、幅0.9メートル以上、奥行き2.0メートル以上とし、原動機付自転車は、幅0.7メートル以上、奥行き1.7メートル以上とする。通路の幅員については、平置き自転車置場及びバイク置場を通路の両側に設置するときは1.6メートル以上、片側に設置するときは1.1メートル以上とする。ラック式自転車置場を設置する場			(3) 平置き自転車置場については、1台当たりのスペースを幅0.55メートル以上、奥行き1.9メートル以上とする。なお、バイク置場のうち自動二輪車は、幅0.9メートル以上、奥行き2.0メートル以上とし、原動機付自転車は、幅0.7メートル以上、奥行き1.7メートル以上とする。通路の幅員については、平置き自転車置場及びバイク置場を通路の両側に設置するときは1.6メートル以上、片側に設置するときは1.1メートル以上とする。ラック式自転車置場を設置する場合は、構造及び通路幅員等について別途協議による。		

新	旧
<p>合は、構造及び通路幅員等について別途協議による。</p> <p>(4) 集合住宅において、ラック式の自転車置場を使用する場合、入居者の利用の公平性から2段ラック式の場合には、1段目を<u>第1号の台数分</u>確保すること。<u>また、来客用として、前号の自転車置場を設置した場合には、第1号の台数に含めることができる。</u></p> <p>第17条(5)～第28条(3) (略)</p> <p>(集会施設)</p> <p>第28条</p> <p>(4) エントランスホールにロビーラウンジが併設され、集会室と同様の機能を備えると認められるものは、当該部分の面積から、主要な出入口から<u>メールコーナー、エレベーター及び階段等</u>までの歩行経路の面積を幅員1メートルで算出したものを除いたものを、第2号に規定する集会施設の専用床面積とすることができる。</p> <p>第29条～第37条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>付 則 (平成31年2月27日決定)</p> <p>この要綱細則は、<u>令和元年</u>7月1日から施行する。</p> <p><u>付 則 (令和2年5月15日決定)</u></p> <p><u>この要綱細則は、令和2年8月15日から施行する。</u></p>	<p>(4) 集合住宅において、ラック式の自転車置場を使用する場合、入居者の利用の公平性から2段ラック式の場合には、1段目を住戸数分確保すること。</p> <p>第17条(5)～第28条(3) (略)</p> <p>(集会施設)</p> <p>第28条</p> <p>(4) エントランスホールにロビーラウンジが併設され、集会室と同様の機能を備えると認められるものは、当該部分の面積から、主要な出入口からエレベーター及び階段までの歩行経路の面積を幅員1メートルで算出したものを除いたものを、第2号に規定する集会施設の専用床面積とすることができる。</p> <p>第29条～第37条 (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>付 則 (平成31年2月27日決定)</p> <p>この要綱細則は、平成31年7月1日から施行する。</p>